

第274回鳥取県内水面漁場管理委員会

日時 平成30年5月17日（木） 公聴会終了後
場所 上井公民館（倉吉市大平町360-1）

議 事 次 第

1 開会

2 議事録署名人の指名

3 議事

- （1）漁業権の免許切替えに係る漁場計画（案）について（答申）
- （2）あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議）
- （3）千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議）
- （4）内水面漁業指導員による取締活動状況について（報告）

4 その他

5 閉会

第 2 7 4 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

<委員会>

(任期：平成 28 年 12 月 1 日～平成 32 年 11 月 30 日)

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 理事		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ やすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	あんどう しげとし 安藤 重敏	前湖南学園校長、 元鳥取県立博物館副館長、 国土交通省環境アドバイザー	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みきこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 自然保護官補佐		

<鳥取県>

所属	職名	氏名
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	研究員	田中 靖
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係 長	丹下 菜穂子

<委員会事務局>

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次 長	石原 幸雄	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書 記	高橋 健太	鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当

鳥取県内水面漁場計画（案）

平成30年4月

鳥 取 県

1 公示番号 内共第4号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	しじみ（やまとしじみ）漁業	1月1日から12月31日まで
第五種共同漁業	こい漁業	
	ふな漁業	
	うなぎ漁業	
	わかさぎ漁業	
	しらうお漁業	
	えび漁業	

イ 漁場の位置

鳥取市

ウ 漁場の区域

鳥取市賀露町の賀露大橋の下流端から同市六反田及び金沢の金六橋下流端までの湖山川及び湖山池

(2) 免許予定日 平成30年9月1日

(3) 申請期間 平成30年5月21日から7月13日まで

(4) 関係地区 鳥取市

(5) 制限又は条件

漁業生産力の向上に向け、放流量等は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

案

第201800035022号
平成30年5月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県内水面漁場管理委員会
会長 安 藤 重 敏

内水面漁業権の免許の内容等に係る漁場計画案について（答申）

平成30年4月4日付けで諮問のあったこのことについては、同年5月17日に開催した第274回鳥取県内水面漁場管理委員会において審議した結果、原案に同意します。

委員会事務局 高橋
電 話 0857-26-7318
ファクシミリ 0857-26-8131

平成30年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣り客があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
 - ・ 加瀬蛇川（平成12年度～）
 - ・ 勝田川（平成13年度～）

3 平成30年度における指示案

- (1) 琴浦町からの要望書：p. 6～8 参照
- (2) 指示の告示案：p. 9 参照

4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

○ 第237回委員会（平成21年5月13日） （協議内容）

- ・ 平成22年からは次のような取扱いとする。

① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）

原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。

（理由）

県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。）以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。

第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（法第127条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。

② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）

委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

【参考法令等】

○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

（禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間

案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 30 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	平成 30 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成 30 年 6 月 1 日から同月 30 日まで



鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 安藤重敏様

要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 小松弘明



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 2 6 6 地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 1 5 4 - 1 地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

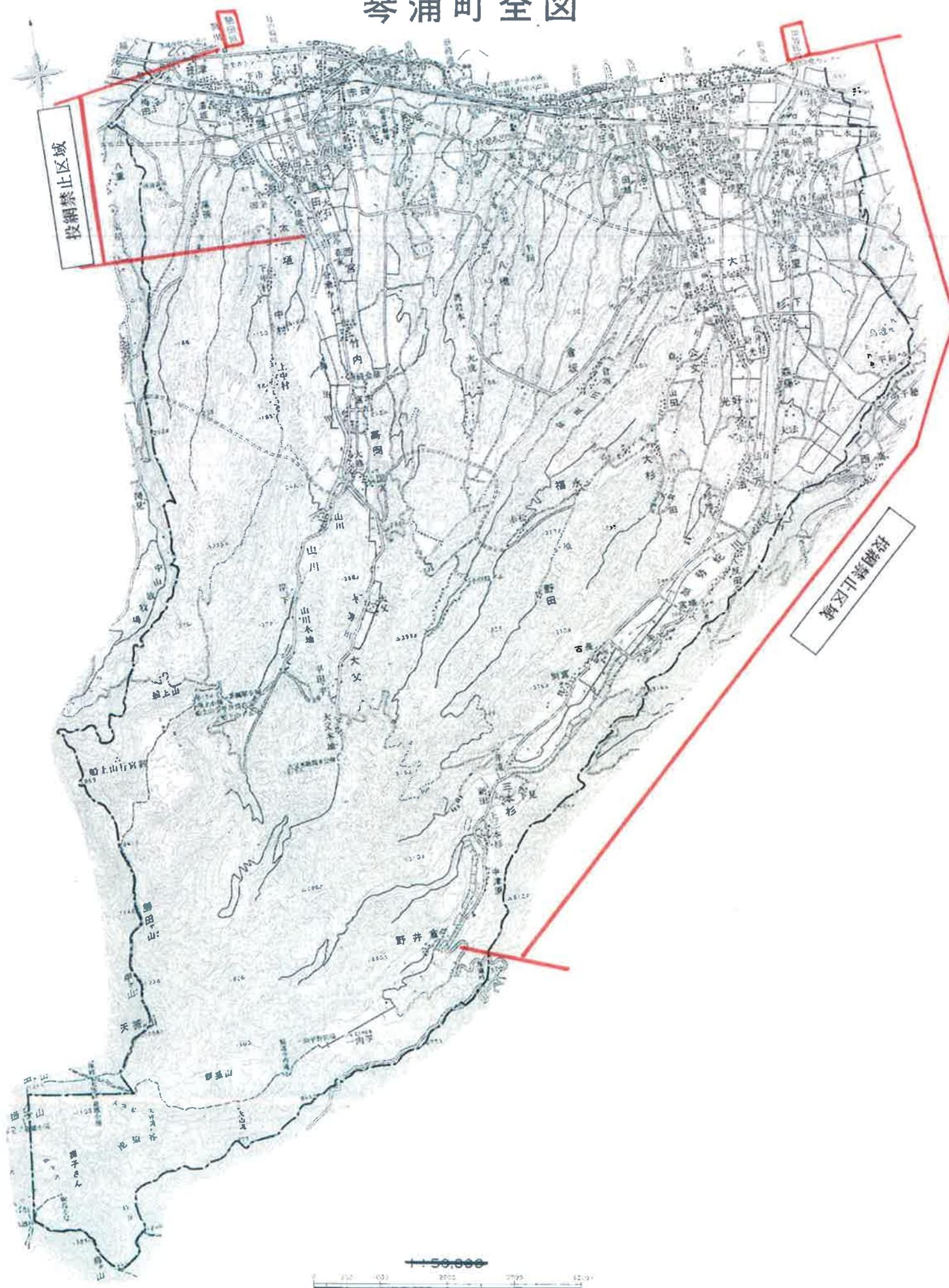
加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。現在、加勢蛇川の環境美化を守る運動を地域住民の方々と行い、魚の住み良い環境づくりを行っています。平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところですが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕が多く、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

平成 30 年 4 月 6 日

琴浦町全図



投網禁止区域

投網禁止区域

1:50,000



鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

平成 30 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	平成 30 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	平成 30 年 6 月 1 日から同月 30 日まで

千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。(千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。)
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堰の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁と協議中。

3 指示案：p. 3 参照

【参考法令等】

○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

○ 鳥取県内水面漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。

(案)

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成30年5月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

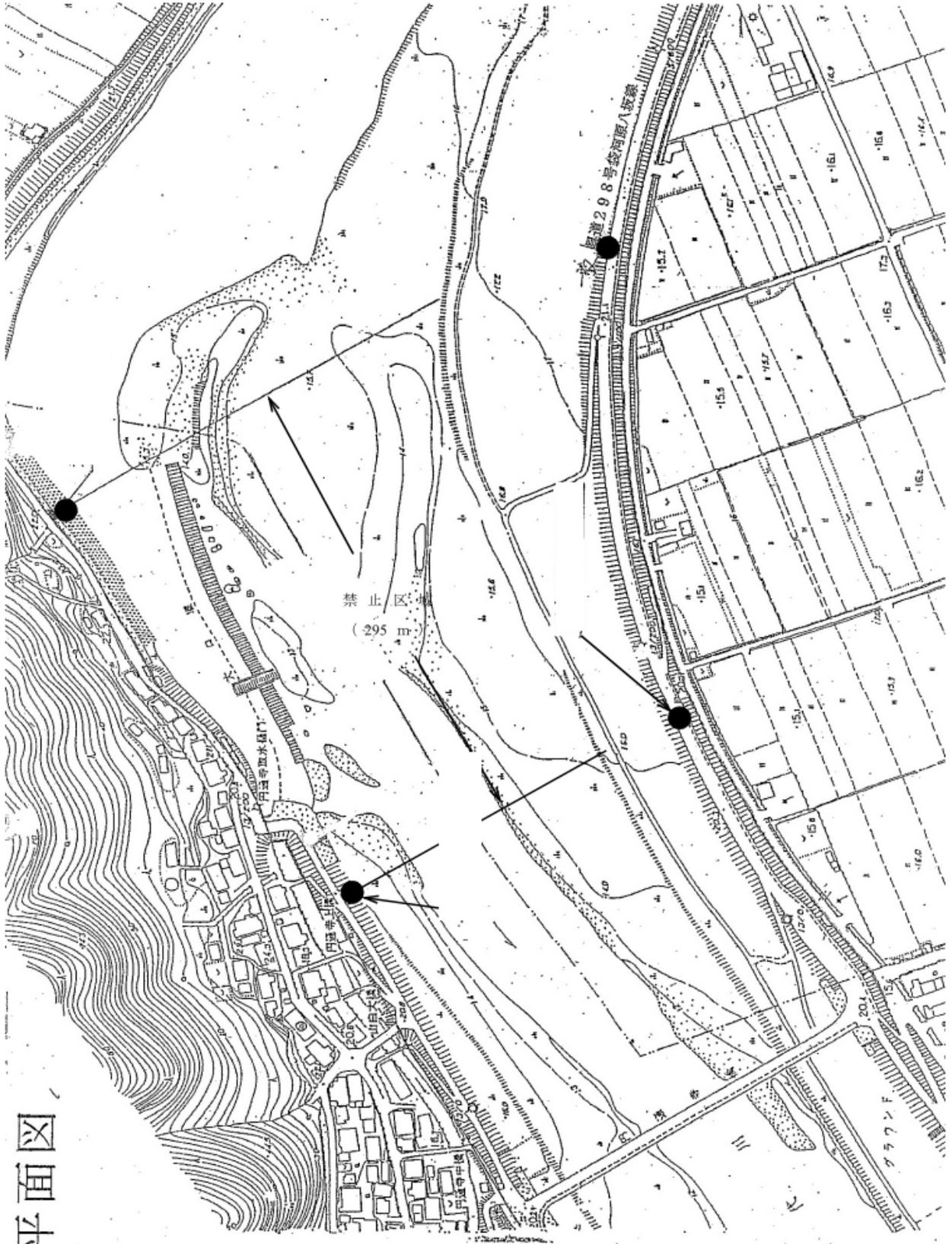
1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2)鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで



平面図

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成30年5月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流535メートル、同橋上流端から上流240メートル千代川の区域内では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

平成30年6月1日から平成31年5月31日まで

漁業指導員の職務

1 役割

内水面漁業指導員設置要領抜粋

第6条 漁業指導員は、漁業監督吏員の補助員として、その担当する区域の内水面漁業に関し次の各号に掲げる職務を行うものとする。

(1) 漁業者または遊漁者において法令に違反するものがないか、または資源の保護培養を害するものがないかについて監視すること

(2) 関係漁業協同組合または関係取締り機関もしくは指導機関に対して漁業の調整及び取締り並びに資源の保護に関する事項について連絡すること。

2 漁業指導員は、前項第1号の職務を遂行するに当たり、漁具、漁法、操業区域、操業期間または資源の保護に関し法令に違反する恐れがあると認める場合においては、違反防止について懇切な指導を行い、違反の事実があると認めるときは、適切な指導を行い、あるいはその実情を調査し、関係漁業協同組合または取締り機関に連絡しまたは通報し、法令の規定の適用に関し万全を期さなければならない。

2 漁業監督・監視員等の業務内容比較

区分	任命権者	業務内容	監督・指導等の根拠となる法令
漁業監督吏員 (県の業務)	漁業法第74条に基づき、知事がその所部の職員の中から任命する	○法令が遵守されるよう監督 ・法令違反の有無の査察 ・違反者を摘発し行政措置をとる権限 ○漁場、事務所等に臨んで、その状況もしくは帳簿書類その他物件を検査し、関係者に対し質問することができる 知事が検事正と協議をして指名したものは、司法警察員として職務を行う	漁業法、水産資源保護法等及びそれらに基づく政省令、県規則
漁場監視員 (漁協の業務)	遊漁規則に基づき漁協組合長が任命	遊漁規則の励行に関し必要な指示・指導権限 ・遊漁証の提示要求 ・料金の徴収 ・遊漁規則に基づく指導	漁業法第129条に基づく遊漁規則 (知事の認可)
漁業指導員 (知事の委嘱)	設置要領に基づき、知事が委嘱	漁業監督吏員の指示により法令が励行されるよう監視・指導権限 ・漁業者・遊漁者に対する監視・指導	漁業法、水産資源保護法等及びそれらに基づく政省令、県規則

3 漁業指導員の委嘱数

千代川水系4人、天神川水系3人、日野川水系4人、湖山池1人、東郷湖1人 計13人

4 監視区域・勤務日数

各担当区域内の指導員間で相談して、各指導員の監視区域を決定。毎月4日勤務。原則1日8時間勤務。

